

## 上越市中小企業者等イノベーション推進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、持続可能な市内経済の構築及び地域経済の活性化に向けて、経営環境の変化に柔軟に対応することができる中小企業者等の増加を図るため、事業継続、販路開拓、新商品又は新サービスの開発、DX、IT化等の新たな成長に歩み出す中小企業者等に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不給付事業者 次のいずれかに該当する人及び団体をいう。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者

イ 政治団体

ウ 宗教上の組織又は団体

エ アからウまでに掲げる事業者のほか、本補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が特に認めるもの

(2) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者（不給付事業者を除く。）で、法人にあつては市内に主たる事務所又は事業所（ただし、観光コンテンツ形成推進事業を行う法人にあつては市内に事務所又は事業所）を置くものを、個人事業者にあつては市内に住所を有し、又は市内に主たる事務所若しくは事業所を置くものをいう。

(3) 公益法人等 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2に規定する公益法人等に該当する法人（不給付事業者を除く。）で、市内に主たる事務所又は事業所を置くものをいう。

(4) 中小企業者等 中小企業者及び公益法人等をいう。

(5) 稼ぐ力強化事業 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関から指導又は助言を受けて作成した事業計画書に基づく事業をいう。

(6) WLB推進企業応援事業 新潟県のハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録要綱（平成18年7月1日実施）第3条第1項に規定する登録企業（同要綱第4条第1項第1号の登録の申込みを行った団体を含む。）が行う事業をいう。

- (7) メイド・イン上越推進事業 メイド・イン上越認証事業実施要綱（平成25年7月31日実施）第5条第4項に規定する認証事業者その他の事業者が同条第2項に定めるメイド・イン上越認証等審査委員会に関わる委員の助言に基づいて行う事業をいう。
- (8) 観光コンテンツ形成推進事業 観光コンテンツの形成を行う事業であって、市長が別に定めるテーマに沿ったもの又は市が主催する上越市観光交流ビジョン（令和2年4月策定）の推進に係る会議等に2回以上出席した人及び団体が、他の中小企業者等と連携して行うものをいう。
- (9) イノベーション推進事業 事業継続のための新たな事業、販路開拓のための新たな事業、新商品又は新サービスの開発、DX、ワーク・ライフ・バランス等に対応するための新たな組織改善その他新たに行う革新的な事業をいう。
- (10) 特定イノベーション推進事業 稼ぐ力強化事業、WLB推進企業応援事業、メイド・イン上越推進事業及び観光コンテンツ形成推進事業に該当するイノベーション推進事業をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる人及び団体（以下「補助対象者」という。）は、市税を完納している中小企業者等とする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) イノベーション推進事業
- (2) 特定イノベーション推進事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

- (1) 国、都道府県、他の市区町村その他公的制度による補助金の交付を受けた事業
- (2) 公序良俗に反する事業

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 工事費
- (2) 委託費
- (3) 購入費
- (4) 広告費
- (5) 旅費
- (6) 謝金

(7) その他市長が必要と認める費用

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象としない。

(1) 補助金の交付の申請、補助対象事業の実績報告及び補助金の請求に係る手続に要する経費

(2) 補助対象者におけるイノベーション推進事業以外の通常業務で発生する経費

(3) 飲食、遊興又は接待に係る経費

(4) 不動産の取得、賃貸及び修繕に係る経費

(5) 店舗の改装に係る経費（ただし、補助対象事業が稼ぐ力強化事業の場合にあっては、総額40万円以下のものを除く。）

(6) 人件費（講師、専門家等に対する謝金を除く。）

(7) 損失補填その他これに類する経費

(8) 支払利息、振込手数料、預託金、保証金その他これに類する経費

(9) 公租公課、官公庁手数料その他これに類する経費

(10) その他市長が本補助金の趣旨に照らして適当でないと認める経費  
(補助金の額等)

第6条 イノベーション推進事業における補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

2 特定イノベーション推進事業における補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、75万円を限度とする。

3 補助金の交付は、一の補助対象者において、一の年度につき1回を限度とする。  
(交付申請等)

第7条 規則第2条の規定による申請は、市長が別に指定する電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）により行うものとする。

2 規則第2条の規定により補助金の申請をしようとする補助対象者は、電子申請システムに必要事項を入力するとともに、上越市中小企業者等イノベーション推進補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（第2号様式）

(2) 事業計画書（第3号様式）

(3) 補助対象経費に係る見積書等の写し

(4) 別に定める市税の納税状況の調査に係る承諾書又は市税の納税証明書の写し

(5) 交付決定の前に事業を実施することを希望する場合にあっては、市長が別に定める交

付決定前事業着手届

(6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、市長が別に定める審査基準に基づき審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市中小企業者等イノベーション推進補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。  
却下  
(変更申請等)

第8条 規則第6条の規定により変更の承認を受けようとする補助事業者は、上越市中小企業者等イノベーション推進補助金事業変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認の可否を決定したときは、上越市中小企業者等イノベーション推進補助金事業変更承認決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。  
却下

(概算払)

第9条 補助金は、上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）第87条の規定により、概算払をすることができる。

(実績報告等)

第10条 規則第8条第1項の規定による実績報告は、補助対象事業が完了した日から14日が経過する日又は補助金の交付決定日が属する年度の2月15日のいずれか早い日まで、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業結果報告書（第7号様式）
- (2) 補助対象経費の支払に係る領収書等の写し
- (3) 補助対象事業に係る写真、成果物その他の補助対象事業を実施したことが分かる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の経理に係る書類の保存)

第11条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けた事業に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、それらの書類を補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

第1号様式（第7条関係）

上越市中小企業者等イノベーション推進補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 上越市長

(申請者)

住 所

名 称

代表者氏名

次のとおり上越市中小企業者等イノベーション推進補助金の交付を申請します。

事業の区分 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> イノベーション推進事業 ・ 特定イノベーション推進事業 <input type="checkbox"/> 稼ぐ力強化事業 (認定経営革新等支援機関名 ) <input type="checkbox"/> WLB推進企業応援事業 ( <input type="checkbox"/> 登録企業 <input type="checkbox"/> 申込中企業 ) <input type="checkbox"/> メイド・イン上越推進事業 <input type="checkbox"/> 観光コンテンツ形成推進事業 ( <input type="checkbox"/> テーマ型 <input type="checkbox"/> 連携型 )		
完了予定年月日	年 月 日		
事業費 (税抜価格を記載)	円 (うち補助対象経費 円)		
同上算出基礎額	補助対象経費 ( 円) × 補助率 ( )		
	= 対象金額 ( 円)		
	事業区分	補助率	補助上限額
	イノベーション推進事業	1 / 2	50万円
特定イノベーション推進事業	3 / 4	75万円	
交付申請額	円 ※補助金額は千円未満切捨て ※対象金額が上限額を超える場合、上限額を記載		

(交付・不交付の決定) 以下は、申請者が記載しない。

補助金の名称	上越市中小企業者等イノベーション推進補助金	交付決定額	円
交付条件等	・ 交付時期及び金額 ・ 不交付の場合 その理由 ・ 補助金決定の経過 ・ 交付条件 別添 補助金交付決定通知書のとおり	支出科目	
		予算額	
			円

第2号様式（第7条関係）

誓約書

（宛先）上越市長

各項目の該当する□に✓印を記入して下さい。

項目	確認欄	
	はい □	いいえ □
申請時において上越市内で主たる事業を営んでいます。	はい □	いいえ □
上越市中小企業者等イノベーション推進補助金交付要綱第3条に該当します。	はい □	いいえ □
国、都道府県、市区町村その他機関の制度による同一目的の補助金と本補助金との併用はしません。	はい □	いいえ □
補助金で取得した設備、物品等は、市長の承認を受けることなく、交付の目的外使用、譲渡、貸し付け、担保に供し、取壊し等をしません。	はい □	いいえ □
上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約 (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。 (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。	はい □	いいえ □

上記事項の誓約の内容は、事実と相違ありません。  
 これに反した場合は、交付された補助金の全部又は一部を返還します。

年 月 日

名称：

---

申請者氏名：

---

第3号様式（第7条関係）

事業計画書  
 （上越市中小企業者等イノベーション推進補助金）

事業名 （事業の概要）	
事業の区分 （いずれかに☑）	<input type="checkbox"/> イノベーション推進事業 ・ 特定イノベーション推進事業 <input type="checkbox"/> 稼ぐ力強化事業 <input type="checkbox"/> WLB推進企業応援事業 <input type="checkbox"/> メイド・イン上越推進事業 <input type="checkbox"/> 観光コンテンツ形成推進事業
本社又は主たる事業所若しくは事務所の所在地	〒
法人等の名称及び代表者の氏名	
連絡担当者	（部署） （氏名） （連絡先）電話 FAX メール

1 申請者の概要

主たる業種		常時使用する従業員数	人
資本金又は出資金		設立年月日	

2 企業等の将来ビジョン、イノベーション事業の実施背景、動機

--

3 事業の目的、期待する効果

--

4 事業の内容

--

5 事業の成果目標（数値などの定量的目標を記載）

--

6 革新性の内容

--

7 実効性・優位性の内容

--

8 独自性

--

9 事業の実施スケジュール

事業の完了予定 年月日	年 月 日
事業の実施スケジュール	

## 10 事業費の内訳

(単位：円)

費目（税抜き）	金額	説明（積算根拠等）
(補助対象経費)		
合計	円	

## 11 認定経営革新等支援機関による証明（稼ぐ力強化事業に限る。）

認定支援機関名を記入の上、押印してください。

補助金の申請に関して、本事業計画書を申請者に指導又は助言を行い、作成しました。

認定経営革新等支援機関名



第4号様式（第7条関係）

上越市中小企業者等イノベーション推進補助金交付  
決定  
通知書  
却下

第 号  
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった上越市中小企業者等イノベーション推進補助  
金と お り 決 定  
金の交付について、次の 理由により申請を却下したので通知します。

決 定	交 付 決 定 額	円
	交 付 条 件	
却 下	理 由	

第5号様式（第8条関係）

上越市中小企業者等イノベーション推進補助金事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住所（所在地）  
団体等の名称  
代表者役職・氏名 ⑩  
電話番号

次のとおり中小企業者等イノベーション推進補助金の交付対象事業に係る変更の承認を申請します。

事業の名称	
変更の内容	
変更の理由	
事業費 （変更後）	円 （うち補助対象経費 円）
補助金交付申請額 （変更後）	円

備考 変更の内容又は理由に係る事業計画書、収支計画書等の書類を添付して提出すること。

第6号様式（第8条関係）

上越市中小企業者等イノベーション推進補助金事業変更承認  
決定  
通知書  
却下

第 号

年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった中小企業者等イノベーション推進補助金の  
とおりに決定  
交付対象事業に係る変更承認について、次の  
理由により申請を却下  
したので通知します。

決 定	事 業 の 名 称		
	承 認 内 容		
	補 助 金 額	既 決 定 額	円
		増 減 額	円
変 更 決 定 額		円	
却 下	理 由		

第7号様式（第10条関係）

事業結果報告書  
 （上越市中小企業者等イノベーション推進補助金）

事業名 （事業の概要）	
事業の区分 （いずれかに☑）	<input type="checkbox"/> イノベーション推進事業 ・ 特定イノベーション推進事業 <input type="checkbox"/> 稼ぐ力強化事業 <input type="checkbox"/> WLB推進企業応援事業 <input type="checkbox"/> メイド・イン上越推進事業 <input type="checkbox"/> 観光コンテンツ形成推進事業
法人等の名称及び 代表者の氏名	
補助事業の完了年 月日	年 月 日
事業の経過及び結 果	